

岩手県告示第92号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年12月28日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 鈴木建設
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字大檀28番地
    - ウ 代表者の氏名 鈴木貫一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第5613号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年12月25日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年12月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐々木工業
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市石切所字向川原45番地1
    - ウ 代表者の氏名 佐々木正治
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6992号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年12月15日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年12月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社高橋工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町南畑第7地割55番地
    - ウ 代表者の氏名 高橋憲功
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7017号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年12月3日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年12月18日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐々木光木工所
    - イ 主たる営業所の所在地 釜石市定内町三丁目15番22号
    - ウ 代表者の氏名 佐々木光一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第9996号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年11月24日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法

第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成27年12月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社健水土木

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市黒川4地割55番地27

ウ 代表者の氏名 大森健

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第10034号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年11月27日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成27年12月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社つばさ工業

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町江刈第8地割23番地4

ウ 代表者の氏名 田川原孝美

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第20514号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年12月2日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成27年12月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 澤建築企画室

イ 主たる営業所の所在地 北上市さくら通り一丁目2番14号

ウ 代表者の氏名 澤藤治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第50245号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年12月15日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成27年12月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ダイシン建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字上大畑平60番

ウ 代表者の氏名 高橋太一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第60136号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年12月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成27年12月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社キリ美装

イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻勘九郎東75番地2

ウ 代表者の氏名 桐山和夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第60185号

(3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年12月11日付けで大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。